

峰台FC 会則

第1章 総則

第1条 本会は峰台FC という。

第2条 峰台FC の事務局は、代表宅におく。

第3条 峰台FC は、サッカーを通じて父母と指導者が、不離一体となって子供たちの健全な育成を図るための、学校外体育活動を目指す組織である。

第2章 目的

第4条 峰台FC の目的は次のとおりとする。

(1)サッカー及びサッカー類似の競技を児童に普及する団体であり、児童に必要なスポーツの環境を造り、もって児童の心身の健康と体力の向上に資することを目的とする。

(2)指導者と父母の協力体制を強化しながら、その共通理解の上に立って、技術の取得、交流を図り、本会のレベルアップを目指す。

第3章 事業

第5条 峰台FC は前条の目的を達成するためには、次事業を行う。

(1)各地のチームと交流を持つこと。

(2)各種の大会に参加すること。

(3)指導者と父母の連絡、ならびに会員相互の親睦を図ること。

(4)会員の活動計画を援助すること。

(5)学校体育の範囲を超える体育活動等を企画し実行すること。

(6)その他本会目的達成に必要なこと。

第6条 峰台FC の活動は、原則として学休日とし、あらかじめ指導委員会が指定する日時とする。

第4章 組織

第7条 会員は、次による

(1)船橋市在住の小学1～6年生の児童とする。

(2)会員は、全員スポーツ障害保険に加入する。なお、本会の活動中におきた、負傷、疾病については傷害保険の範囲内で補償する。

(3)会員は、保護者の承認を得たもので、指導委員会の承諾を得た者でなければならない。

(4)会員は、定期健康診断時、異常の無い者でなければならない。

(5)会員は、他のクラブ等との重複登録は認めない。ただし、指導委員会が認めた場合はこの限りでない。

(6)会員の保護者は、会の運営に協力すること

(7)代表は、理由を明らかにし、会員の資格を喪失させることが出来る。

(8)チームの構成は学年をはずし、能力別として指導者会議が決める。

(9)船橋市在住の未就学児童を準会員とする事が出来る。

(10)準会員には、前項(2)から(7)を適用する。

第5章 役員

第8条 峰台FC に次の役員を置く。

(1)代表及び副代表及び顧問

(2)指導委員会

(3)事務局代表及び事務局副代表(必要に応じて)

(4)学年代表(必要に応じて)

(5)会計

(6)会計監査

(7)峰っ子まつり係

第9条 役員を選出は次による。

(1)前条(3)～(7)の役員は、指導委員会または会員の保護者の内から選出するものとする。会員が退部する場合は、保護者役員を交代する。

(2)役員は総会で承諾を受けたものとし、原則ボランティアとする。

第10条 役員の任務は次の通り

(1)代表は、本会の運営について取りまとめを行うものとし、本会を代表する。副代表は、代表を補佐するものとし、代表に事故のあるときは代表の任務を代行する。顧問は役員を補佐するものとし、代表が指名する。

(2)事務局代表は、本会の年間活動計画に基づく諸行事の実施について、指導委員会及び学年代表者と総合調整の上、事務を総括する。事務局副代表は事務局代表を補佐するものとし、事務局代表に事故のあるときは事務局代表の任務を代行する。

(3)学年代表者は、学年単位の諸連絡事務(引率、練習立会いを含む)及び各種大会に伴う関連事務をおこなう。

(4)会計は、本会の会費の集金及び会計業務を行い、会計報告を行う。

(5)会計監査は会計の執行について監査し、総会に報告する。

第11条 役員の任期は、1年とする。

第12条 指導委員会には次の委員を置く

(1)監督

(2)コーチ

(3)指導員

第6章 会計

第13条 峰台FCの経費は、会費、寄付金をもって当てる。ただし下記の経費は支出しない。

(1)練習着・ジャージ等

(2)ボール(個人使用のもの)・シューズ等

第14条 当クラブの会費は、次による。

(1)会員の会費は、月額1,500円とする。

(2)準会員の会費は、月額1,500円を超えない範囲で代表が定める。

第15条 年度途中で休部・退部する場合は、申し出の会った日の属する月までの会費は返還しない。

第16条 峰台FCの会計年度は4月1日から3月31日までとする。

第7章 総会

第17条 総会は、年度当初に行うものとし、会員の保護者の過半数の出席を持って成立する。

第18条 会則の変更は総会で2/3以上の議決を必要とする。

第19条 会則の実行に必要な事項を、総会の承諾を得て細則として定めるものとする。

第20条 指導委員会の運営に必要な事項は別に細則を定める。

(施行期日)

この会則は2020年6月総会で可決され、同日をもって施行する事となった。

2021年6月総会で一部改定。